

旧広島市民球場跡地イベント広場

大道芸人・パフォーマーの料金・流れ・出演規約



利用料・出演料

イベントへの出演の場合、当広場の利用料は無料とします。
出演料が発生する場合は、旧広島市民球場跡地イベント事務局が料金を設定します。
出演時の投げ銭の受け取りは可とします。

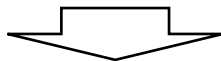
出演までの流れ

事務局がご案内するイベントへの出演には登録が必要です
※登録無料

< 出演登録（随時受付） >

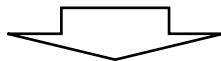
出演希望者は、事前に旧広島市民球場跡地イベント事務局へ出演登録をしてください。
「大道芸人・パフォーマー出演規約」をお読みいただいた上で、事務局へメール
(park1@c-kikaku.co.jp) に必要提出書類を添付し、送信してください。

(必要提出書類) 大道芸人・パフォーマー登録申請書、パフォーマンス時の写真
※提出書類内容に変更があった場合は、事務局にご連絡ください。



< 登録申込書・必要書類の受理・審査 >

ご提出いただいた書類の内容確認を行い、結果を通知します。



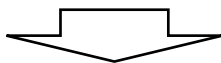
< 出演者募集の告知 >

事務局から出演者募集の告知がメールで届きます。



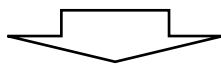
< 出演希望の連絡 >

出演を希望する場合は、事務局にメールでお知らせください。事務局から出演の可否を返信します。



< 出演当日までのやり取り >

出演当日のスケジュールなど、事務局とのやり取りがあります。



< 出演当日・出演料支払い（ある場合のみ） >

出演当日：スタッフの指示に従って出演してください。

お支払い：終了後、事務局に請求書をお送りください。指定の口座に振り込まれます。

< 次年度 >

事務局から、次年度の出演継続希望の確認メールが届きます。希望する場合は、出演登録時と同様の書類（最新版）をメールで事務局までお送りください。

出演規約

旧広島市民球場跡地イベント広場 大道芸人・パフォーマー出演規約

本規約は、旧広島市民球場跡地イベント事務局（以下「当事務局」という）が運営する旧広島市民球場跡地イベント広場（以下「当広場」という）において、当事務局がご案内するイベントへの出演を希望する大道芸人・パフォーマーの登録および出演に係る遵守事項を定めたものである。大道芸人・パフォーマーは以下の記述を十分に確認し、同意するものとする。

第1条（登録資格）

- 1 登録できる大道芸人・パフォーマーは、当事務局が定める当広場の趣旨に合致するパフォーマンスを提供する個人・団体とする。
- 2 事務局は、その大道芸人・パフォーマーが登録可能か否かを決定する権利を持つものとする。

第2条（登録申請方法、申請許可）

- 1 登録希望者は、「大道芸人・パフォーマー登録申請書」と「パフォーマンス時の写真」を当事務局へメールで提出するものとする。
- 2 登録申請は、18歳以上の成人が申請することとする。登録者が未成年の場合は、保護者などが申請すること。
- 3 当事務局は申請書を審査後、申請を認めた者には登録書を送付し、当事務局と大道芸人・パフォーマーとの契約が成立したものとみなす。なお、パフォーマンスの質や種類、登録者数の定員などの理由により、申請を認めない場合がある。その場合、登録希望者は異議申し立てをすることはできないものとする。

第3条（登録対象者）

登録対象者は、以下の各号に該当する者とする。

- （1）ジャンルは、ストリートパフォーマンスとする。大道芸（クラウン、ジャグリング、パントマイム、スタチュー、バルーンアートなど）、ストリートダンス（ヒップホップ、ブレイキンなど）、ストリートミュージック（歌唱、演奏）、マジック、紙芝居・人形劇などのエンターテインメントパフォーマンスとする。ただし、アーティスティックパフォーマンス（似顔絵、書など）は、マルシェ出店の扱いとする
- （2）個人、団体を問わない
- （3）プロ、アマを問わない
- （4）当広場の利用規約にある音響、音量基準を満たす者であることとする
- （5）登録者が未成年、または未成年者が含まれる場合、保護者などの承諾を要するものとする

第4条（出演依頼、決定）

- 1 当事務局は、出演可能な日時やイベント情報などの出演依頼をメールにて配信することで、登録者に対し通知するものとする。当事務局は、メール配信による情報提供の他、登録者本

人の希望や適性を考慮し、登録者に対して適宜個別に情報を提供する場合がある。

- 2 出演を希望する場合、登録者は当事務局に出演する意思をメールで連絡し、協議の上、出演可否を決定する。

第5条（出演場所、経費）

- 1 出演場所は当事務局が差配する。
- 2 出演料が発生する場合、当事務局が都度料金を設定する。出演料は出演終了後、当事務局に請求書にて請求することとし、当事務局は指定の口座に振り込むこととする。
- 3 出演時の交通費、運搬費などの経費は出演者自身が負担することとする。
- 4 出演時の投げ銭の受け取りは可とする。

第6条（禁止登録事項）

以下の各号に該当する者は登録申請を行うことができない。また、大道芸人・パフォーマーは自身が以下各号に該当する者ではないこととする。

- （1）懲役または禁固の刑に処せられ、その執行を終わっていない者
- （2）禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者および有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- （3）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過していない者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）
- （4）反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含む）
- （5）その他、当事務局が不相当と認めた者

第7条（登録資格の喪失）

登録者が、以下の各号に該当する場合、当事務局は事前に当該登録者に対し何ら通知することなく、当該登録者への登録資格の抹消もしくは一時停止などを行う場合がある。

- （1）本規約に違反していた場合
- （2）当事務局に虚偽の申告をした場合
- （3）登録申請内容の変更を速やかに行わなかった場合
- （4）出演を無断キャンセルした場合
- （5）当広場の運営の妨害や、当事務局の指示に従わなかった場合
- （6）他の登録者、当事務局、その他第三者の財産、名誉、プライバシー、肖像権、著作権、知的財産権などの権利を侵害する行為や誹謗中傷を行った場合
- （7）公序良俗に反する行為をした場合
- （8）法令に違反する行為をした場合
- （9）その他、当事務局が不相当と認めた者

第8条（契約の消滅）

天災、地変、火災その他当社、出店者双方の責めに帰さない事由により、当広場が滅失した場合、契約は当然に消滅する。

第9条（免責）

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症、戦争行為等その他不可抗力と認められる事故によって生じた開催中止等について、当事務局および出店者は互いにその責を負わないものとする。

第10条（規約の変更、事業の中止など）

- 1 当事務局は、当事務局が必要と認めたときに、申込者および出店者の一般の利益に適合する場合または本規約の範囲内で変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができる。
- 2 この場合、当事務局は変更後の本規約の内容や変更の時期を当広場ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、登録、登録者が出演を行った場合には、本規約の変更に同意したものとみなす。
- 3 当事務局が当広場の運営を中止する場合、当事務局は登録等にその旨を伝達し、登録者は登録解除に同意するものとする。なお当事務局は、これに起因して登録者やその他の第三者が被った損害について一切責任を負わないものとし、登録者はこれに同意するものとする。

第11条（秘密保持）

- 1 当事務局は、登録者、登録を希望する者（以下「登録者等」という）の登録情報を第三者に漏洩してはならず、登録者等も知り得た当事務局および関係先の情報ならびにその業務に関する情報（以下「秘密情報」という）を第三者に漏洩してはならないものとする。ただし、以下の各号に定めるものについては、この限りではない。
 - （1） 受領または知得する以前に公知であった情報
 - （2） 受領または知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - （3） 受領または知得した後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - （4） 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
 - （5） 法令に基づいて行政や司法当局より開示を要求された情報
- 2 登録者等は、本条第1項に違反して秘密情報を漏洩した場合、これにより当事務局や関係先に生じた損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第12条（個人情報の取り扱い）

- 1 当事務局は、事務局運営で受領した登録者等の個人情報を、以下の各号の目的に利用する。
 - （1） 登録手続のため
 - （2） 情報提供のため
 - （3） その他、当広場の運営に必要な目的のため
- 2 当事務局は、登録者等の個人情報を個人情報保護法に従い、当事務局や当広場を運営する共

同事業体（NEW HIROSHIMA GATEPARK）が利用する場合がある。

第 13 条（登録者の氏名や肖像の利用）

- 1 当事務局は、登録者の氏名や肖像を、登録者の登録中、登録終了後を問わず、当事務局の裁量により、以下の各号の目的で無償使用できるものとする。
 - （1） 当事務局および NEW HIROSHIMA GATEPARK が運営する、ホームページ、SNS、紙媒体などへの掲載
 - （2） 当広場を広告・宣伝するための営業用資料への掲載
 - （3） その他、当広場を運営するために関連する掲載
- 2 前項において、当事務局が登録者の氏名や肖像を使用するにあたり、その表記や方法は、当事務局と登録者の協議により決定する。

第 14 条（権利の譲渡禁止）

登録者は、本登録に関連する一切の権利の全部または一部を、第三者に譲渡し承継させてはならないものとする。

第 15 条（損害賠償）

当事務局は、登録者の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、当該登録者に対し損害の賠償を請求できるものとする。

第 16 条（裁判管轄）

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、広島地方（簡易）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 17 条（協議事項）

本規約に定めがない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第 18 条（問い合わせ先）

当事務局への問い合わせは以下の通りとする。

旧広島市民球場跡地イベント事務局

〒730-0854 広島市中区土橋町 7-1 （㈱中国新聞企画サービス内

電話：082-208-2090 メール：park1@c-kikaku.co.jp

営業日：平日のみ（土日祝日は除く）

受付時間：9時30分～17時30分

※受付時間外のお問い合わせについては、氏名・連絡先・お問い合わせ内容を記載の上、メールもしくは当広場ホームページの問い合わせフォームにて問い合わせること。受付時間外、営業日以外の問い合わせは、翌営業日受領扱いとする。

以上

2022年12月1日 制定